三井ホーム株式会社（東京都新宿区西新宿２―１―１新宿三井ビル53Ｆ）
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２
T040202Aa0491003　T040202Aa0491004
T040202Aa0491005　T040202Aa0491006
三井ホーム株式会社（東京都新宿区西新宿６―24―１）
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２
T040202Aa2830803　T040202Aa2830804
T040202Aa2830805　T040202Aa2830806
平成12年建設省告示第1655号第２号に掲げる住宅の部分（認定年月日：平成22年９月15日）
パナホーム株式会社（大阪府豊中市新千里西町１―１―４）
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級３
T010302Bb2250002　T010302Bb2250003
T010302Bb2250004　T010302Bb2250005
T010302Bb2250006　T010302Bb2250083
T010302Bb2250085　T010302Bb2250086
T010302Bb2280033
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級２
T010202Bb2260002　T010202Bb2260003
T010202Bb2260004　T010202Bb2260005
T010202Bb2260006　T010202Bb2260083
T010202Bb2260086　T010202Bb2290033
耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級１
T010102Bb2270002　T010102Bb2270003
T010102Bb2270004　T010102Bb2270005
T010102Bb2270006　T010102Bb2270083
T010102Bb2270085　T010102Bb2270086
T010102Bb2300033　T010102Bb2300043
T010102Bb2300093
耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級３
T020302Bb2250002　T020302Bb2250003
T020302Bb2250004　T020302Bb2250005
T020302Bb2250006　T020302Bb2250083
T020302Bb2250085　T020302Bb2250086
T020302Bb2280033
耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級２
T020202Bb2260002　T020202Bb2260003
T020202Bb2260004　T020202Bb2260005
T020202Bb2260006　T020202Bb2260083
T020202Bb2260086　T020202Bb2290033
耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級１
T020102Bb2270002　T020102Bb2270003
T020102Bb2270004　T020102Bb2270005
T020102Bb2270006　T020102Bb2270083
T020102Bb2270085　T020102Bb2270086
T020102Bb2300033　T020102Bb2300043
T020102Bb2300093
耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)―等級２
T030202Bb2250002　T030202Bb2250003
T030202Bb2250004　T030202Bb2250005
T030202Bb2250006　T030202Bb2250083
T030202Bb2250085　T030202Bb2250086
T030202Bb2260002　T030202Bb2260003
T030202Bb2260004　T030202Bb2260005
T030202Bb2260006　T030202Bb2260083
T030202Bb2260086　T030202Bb2280033
T030202Bb2290033
耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)―等級１
T030102Bb2270002　T030102Bb2270003
T030102Bb2270004　T030102Bb2270005
T030102Bb2270006　T030102Bb2270083
T030102Bb2270085　T030102Bb2270086
T030102Bb2300033　T030102Bb2300043
T030102Bb2300093
耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１
T040102Bb2280033　T040102Bb2290033
T040102Bb2300033　T040102Bb2300043
T040102Bb2300093

弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正公告

弁護士記章規則（規則第三十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。
平成二十三年六月十七日　日本弁護士連合会
弁護士記章規則（規則第三十五号）中一部改正
弁護士記章規則（規則第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

一　大きさ及び形状	次の図面のとおりとする。ただし、適宜着衣に装着する装置を裏面に配するものとする。	18.5mm
二　表面	意匠	十六弁のひまわり草の花の中心部に秤一台を配する。
	色彩	花弁の部分は金色。中心部地色は銀色
三　裏面	「日本弁護士連合会員章」の文字を刻し、かつ、登録番号を刻する。	

附　則
１　別表の改正規定は、平成二十三年六月十七日から施行する。
２　別表の改正規定施行の際現に交付（再交付を含む。）をされている弁護士記章については、なお従前の例による。

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正公告

外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。
平成二十三年六月十七日　日本弁護士連合会
外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）中一部改正
外国法事務弁護士記章規則（規則第四十三号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

一　大きさ及び形状	次の図面のとおりとする。ただし、適宜着衣に装着する装置を裏面に配するものとする。	14mm
二　表面	意匠	十六弁のひまわり草の花の中心部に秤一台及び花弁の同心円状の図柄ほぼ下半分に「外国法事務弁護士」の文字を配したリボン状の部分に「外国法事務弁護士」の文字を配した
	色彩	花弁の部分は金色。中心部及びリボン状の図柄の部分の地色は銀色
三　裏面	「日弁連外国特別会員章」の文字を刻し、かつ、登録番号を刻する。	

附　則
１　別表の改正規定は、平成二十三年六月十七日から施行する。
２　別表の改正規定施行の際現に交付（再交付を含む。）をされている外国法事務弁護士記章については、なお従前の例による。